



2019年5月13日

各 位

会 社 名 株式会社 ファミリー
代 表 者 名 代表取締役社長 湯浅 茂弘
コード番号 8298:東証JASDAQ
問 合 せ 先 専務取締役 清水 貴志
T E L 043-284-1111

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月13日開催の取締役会において、2019年6月21日開催予定の第46回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) インターネット開示制度導入（改定案第15条を新設）

インターネットの普及を考慮し、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるよう変更案15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

(2) 役員との責任限定契約（現行定款第30条、第41条を変更）

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行により、責任限定契約を締結できる会社役員が変更され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役の間でも責任限定契約を締結することが可能になったことから、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役につきましても責任限定契約を締結することにより期待される役割を十分に発揮できるよう現行定款第30条（取締役の責任免除）および第41条（監査役の責任免除）の一部をそれぞれ変更するものであります。なお、現行定款第30条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2019年6月21日（金）
定款変更の効力発生日	2019年6月21日（金）

以 上

(下線部は変更箇所を示しています。)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第 15 条～第 29 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 当社は、<u>社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>法令の定める最低限度額とする。</u></p> <p>第 31 条～第 40 条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 41 条 当社は、<u>社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>法令の定める最低限度額とする。</u></p> <p>第 42 条～第 49 条 (条文省略)</p>	<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第 16 条～第 30 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 31 条 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で同法第 423 条第 1 項に定める取締役の責任について、<u>同法第 425 条第 1 項に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、<u>法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 32 条～第 41 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 42 条 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第 423 条第 1 項に定める監査役の責任について、同法第 425 条第 1 項に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、<u>法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 43 条～第 50 条 (現行どおり)</p>